

行政書士やまなし

No. 112
2025 March

Topic

大規模災害時における被災者支援に関する協定締結
～次のフェーズへ～

注目

山梨県行政書士会新年賀詞交歓会開催

重要

山梨県収入証紙制度の見直しについて

撮影場所：韮崎市「甘利山」

撮影者：クライム行政書士事務所 早田 敏



山梨県行政書士会



行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

一、行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。

二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。

三、行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。

四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。

五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

日本行政書士会連合会



上記の倫理綱領は、行政書士の使命と責務を内外に宣言し、かつ、自ら厳しく律して、信頼と品位の保持に遺憾のないよう努めるための指針です。

Contents

年頭のご挨拶ー山梨県行政書士会 会長 有賀一雄	01
ご挨拶ー長崎幸太郎山梨県知事より	02
祝辞ー日本行政書士会連合会 常任会長より	03
祝辞ー日本行政書士政治連盟 井口由美子会長より	04
ご挨拶ー当会顧問の先生方より	05
令和7年 山梨県行政書士会新年賀詞交歓会開催報告	10
県総務部長を表敬訪問	13
令和6年度 日行連関東地方協議会連絡会	13
大規模災害時における被災者支援に関する協定締結	14
女性行政書士による女性のための無料相談会	19
令和6年度 行政書士広報月間報告	20
業務部の活動案内	22
令和6年度 行政書士試験結果	24
令和6年度 特定行政書士審査結果	25
一般倫理研修の受講について	26
初級業務研修動画について	28
職務上請求書を適正に使用するために	29
山梨県収入証紙制度の見直しについて	30
事務局からのお知らせ	31
新入会員のご紹介、退会会員のご紹介	32
山梨会HP更新のお知らせ、編集後記	37

表紙写真

撮 影 者：クライム行政書士事務所
早田 敏
撮影場所：山梨県韮崎市
「甘利山」

富士山や甲府盆地を一望でき、手軽にハイキングを楽しむことができる山として親しまれている甘利山。登山口に至るまでの中腹にある展望が開けた場所からは、山桜とその向こうに富士山を望み、暖かい季節の訪れを感じます。

年頭のご挨拶

山梨県行政書士会

会長 有賀 一雄

新春を迎え、皆様方にはご清祥にてお過ごしのこととお慶びを申し上げます。また平素は、山梨県行政書士会の活動にご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、去年は、元日の能登半島地震の発災から始まり、その後も同地域を含めて台風や豪雨、豪雪などの被害が多発するなど、深刻な自然災害に見舞われた一年でございました。被害を受けられた方々に対し、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興を願うばかりです。

こうした中、当会におきましては、大規模災害時の支援に関する協定が未締結の市町村の解消を急ぎ、本年二月の中央市との協定をもって県内二十七のすべての市町村との締結を果たしたところです。また、県内他士業団体との発災時の効率的な協働を目指して、災害時支援にかかる資格横断的なプラットフォーム作りにも積極的に参画し、早々の立ち上げを模索しているところでもあります。

加えて、日本行政書士会連合会では、全国の会員をもって「災害復興支援員」を組織することを機関決定しており、大規模災害発生時には、これまで以上に、自治体や県民の皆様にお役に立てるものと確信しております。災害復興支援員は、内閣府と日行連との連携協定に基づき、発災時には行政組織を補完する要員として活動することも視野に入れ組織するものです。活動にともなう費用弁償等も考慮されているため、多くの会員の積極的なご参画を期待したいと思います。

本年の私どもの大きな課題は、「デジタル社会に機能する行政書士制度の確立」です。これは、社会構造が大きく変化する時代において、社会の要請に応え、国民、県民の皆様より常に必要とされる国家資格者として、時代に即した職責を目指していくものでございます。国会議員の先生方には、行政書士法改正に関しまして、引き続き、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

本会は、本年も、組織の持てる力を全て結集し、行政書士制度のもと、我が国の国力維持に貢献するとともに、なお一層、県民を支援する体制を整えて参る所存です。本年も引き続き行政書士制度に対する関係各位のご理解、ご協力を賜るとともに、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を重ねてお願い申し上げます。

最後に、皆様には是非高い目標に向かって、蛇のように華麗に脱皮し大きく成長する一年にさせていただきたく思います。皆様のなお一層のご活躍をご祈念申し上げて、年頭のご挨拶に代えさせていただきます。

ご挨拶

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎



令和7年の新春を迎え、謹んで御挨拶を申し上げます。

行政書士の皆様におかれましては、県民のニーズの多様化に伴う行政手続の複雑化や、デジタル社会の急速な進展に伴う行政手続のオンライン化に御対応いただき、「頼れる街の法律家」として県民から厚い信頼を寄せられております。

これもひとえに、皆様のたゆまぬ御努力の賜物であり、心から敬意を表する次第であります。

また日頃から、県民と県政を結ぶ「架け橋」として、県政の円滑な推進に格段の御理解と御協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

さて、激変する国内外の様々な状況がございますが、本年は、団塊の世代の方が後期高齢者となる「2025年問題」に直面いたします。

山梨県としての使命は、県民の皆様に豊かさを実感していただくことを目標として、県民生活に寄り添いながら県が先頭に立ち、あらゆるチャレンジをしていくことであると考えております。

本年における施策の推進に当たりましては、社会を構成するすべての皆様の当事者意識のもとでの意見交換や議論による「集合知」を活用していくことを基本に据え、常に未来志向の、積極的な一手を積み重ね、「ふるさと強靱化」と「開の国」という二層一体の将来展望を通貫していく所存でございます。

様々な行政手続に精通した皆様への県民の期待は、益々大きくなっていくものと考えております。

皆様には、県民が日常的にデジタル化の恩恵を享受し、豊かさを実感できる山梨に向け、引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、今年の干支である「乙巳(きのとみ)」には、蛇の脱皮になぞらえて、進化と変革、挑戦の意味があるとされております。この1年が山梨県行政書士会と会員の皆様にとって更なる進化の年となりますことを心より祈念申し上げ、お祝いの言葉とさせていただきます。

祝 辞

日本行政書士会連合会
会 長 常 住 豊



明けましておめでとうございます。

本日は、令和7年山梨県行政書士会新年賀詞交歓会が盛大に開催されましたことを心よりお喜び申し上げます。

日頃より、有賀会長をはじめ、山梨県行政書士会の会員の皆様には、日本行政書士会連合会の事業運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本年は阪神淡路大震災から30年を経る年となりますが、昨年においても、能登半島での地震や豪雨をはじめ、全国各地で様々な災害が発生いたしました。被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

本会では、行政書士の特性をいかした被災地域への支援を引き続き実施して参ります。昨年9月には内閣府と災害支援に関する連携協定を締結し、災害発生に備えた支援体制の整備にも着手しているところです。会員の皆様、災害復興支援活動への更なるご理解、ご協力をお願いいたします。

現在、本会におきましては、災害復興支援に加え、最重要の課題として、「デジタル社会に機能する行政書士法の改正」を掲げております。行政手続のデジタル化に伴い、今後はデジタル上での真正性担保や、なりすまし等の不正行為の防止が重要となります。これに対応するため、国家資格者である行政書士が、申請から事後救済手続までを一貫してフォローすることができるようにするための法改正を目指しています。引き続き、皆様のご理解、ご支援をよろしくお願いいたします。

法改正の推進と併せ、マイナンバーカードの普及促進に向けた支援など、国が進めるデジタル施策にも、引き続き協力して参ります。デジタル社会においても変わらず国民の皆様が行政書士に安心して依頼していただけるよう、各種申請システムの構築や改善に関しても、関係省庁と連携して対応して参ります。

また、本会のデジタル・トランスフォーメーションの一環として進めてきた新会員管理システムについては、昨年10月から部分導入を開始しています。今後、段階を経て、オンラインでの登録申請を実現していきます。

さらに、行政手続におけるオンライン申請時に、システム上で行政書士資格の証明が行えるよう、デジタル庁の国家資格等情報連携・活用システムとの資格情報の連携に向け、対応を図って参ります。

こうした取り組みは、申請場面における国民の権利を守り、その権利利益の実現に寄与するものと考えます。

私たち行政書士はデジタル社会においても、変わらず「頼れる街の法律家」として「そうだ、行政書士に相談しよう!」と想起していただけるよう、常に国民に寄り添う努力を続けなければなりません。日本行政書士会連合会は、本年もたゆみなく、行政書士の地位の確立と制度の維持発展に、全力を尽くして参ります。会員の皆様におかれましても、引き続き更なる資質の向上を目指すとともに、地域社会に貢献されますよう、心から期待いたします。

結びとなりますが、貴会のますますのご発展と、会員の皆様のご健勝とご多幸を祈念いたしまして、お祝いのご挨拶とさせていただきます。

祝 辞

日本行政書士政治連盟
会 長 井 口 由 美 子



本日は山梨県行政書士会並びに山梨県行政書士政治連盟の賀詞交歓会が、多くのご来賓の皆様ご臨席のもと、このように盛大に開催されますこと、心からお慶び申し上げます。

また、平素は本連盟の活動に、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年は元日の能登半島地震をはじめ、地球温暖化の影響と言われる夏の猛暑、そして大規模水害など、これまでに経験のない災害が続きました。被災された皆様にお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

改めて昨年を振り返りますと、日本行政書士政治連盟にとりましては、一年をとおして「政治と選挙」が強く印象付けられた年だったように思います。7月の東京都知事選挙、自由民主党における総裁選挙、その後に実施された10月の衆議院議員総選挙を受けて、第二次石破内閣が誕生いたしました。

今回の選挙結果で、政権与党の過半数割れという結果になりましたが、石破総理のことは借りれば国会が「熟議」の場となったことは、これからの政治に関して、変革の兆しとなるのではないかと感じております。

そして、今年の7月に実施される参議院議員通常選挙において、有権者がどのような判断をするのが最大の関心事と考えますが、今後益々SNSの活用が進む中で、すでにSNS上に日常的に出現するフェイクニュースを選挙戦で排除する方策を考えていただければと思います。情報の真偽にかかわらず、注目を浴びることだけを目的とした動画の拡散などの対策について、公職選挙法も見直す必要が出るかもしれません。

このような状況の中、私共は「デジタル社会に機能する行政書士法の改正を実現しよう！」をスローガンに、今通常国会での実現を目指しております。

今回の改正は、これから大変重要な段階を迎えることとなりますので、全会員が一致団結し、法改正実現のために力を結集していかなければなりません。ただ、行政書士法は議員立法であり、国会では閣法から先に審議されますので、閣法の審議日程に大きく影響されることが予想されますが、何としても通常国会でご審議いただき成立まで完遂しなければならないと決意を強くしております。

これまで、私共の法改正要望に対し、ご理解ご協力をいただき、時に的確なご指導をいただくなど、法改正案の作成を含めて、今日までご尽力いただいた本連盟の議員連盟並びに懇話会所属の議員の皆様方には深く感謝申し上げますとともに、この法改正実現に向けて、引続きさらなるお力添えをいただきますよう改めてお願い申し上げます。

私共も、今一度行政書士としての社会的役割を自覚し、いつの時代にあっても国民の皆様から信頼いただける国家資格者であり続けるよう努めたいと思います。

どうぞ山梨会の会員の皆様にも、地元議員の方への働きかけを心からお願い申し上げます。

結びになりましたが、山梨県行政書士会並びに山梨県行政書士政治連盟の限りないご発展と、本日ご参集の皆様の益々のご活躍とご健康とご多幸を祈念申し上げ、お祝いの挨拶とさせていただきます。

年頭のご挨拶

山梨県行政書士会顧問

衆議院外務委員長
衆議院議員

堀 内 詔 子



新年おめでとうございます。

有賀一雄会長をはじめ皆様方には、新春をご健勝にてお迎えのこととお慶び申し上げます。日頃より温かいご支援を賜り、心より感謝申し上げます。また、長きに亘る国民の生活向上と社会の繁栄進歩へのご貢献に対し、深く敬意を表します。

特に、皆様方と取り組みました大規模災害時の支援体制強化に向けた協定締結に際し、行政と地域の橋渡し役としての重要な役割を改めて実感いたしました。

行政書士の先生方は、許認可申請や相続業務など多岐にわたる分野で人々の生活や経済活動を支える「リーガルサービスの町医者」です。一方で、制度の認知度向上や業務範囲のさらなる発展など、行政書士を巡る課題もあります。私も国会議員として、行政書士制度の発展と専門性を活かせる環境整備に力を尽くしてまいります。

「そうだ、行政書士に相談しよう！」が全国に浸透する一年となるよう、皆様とともに歩んでまいりたいと思います。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

////////////////////////////////////

ご 挨 拶

山梨県行政書士会顧問

衆議院議員 中 谷 真 一



行政書士会の先生方には最も近いリーガルサービスの提供者として市民の皆様の問題解決にご尽力を頂いている事に心から感謝いたします。

さて、現在、DX が叫ばれ、AI が台頭する中、行政も利便性向上のため、デジタル化を力強く前に進めていかなければなりません。

AI の活用、マイナンバーカードへの情報集約、オンライン申請の拡充、またデジタル分野に不慣れな方々への対策も講じなければなりません。さらにこれらを強力に推進するには、行政書士法の改正も行う必要があります。

先生方にはこれまでの経験や知識をもって、様々なご示唆頂きますよう宜しくお願いいたします。

結びに、市民のため、正に市民の身近な良き相談相手として必要不可欠な先生方をしっかりとお支えして参りますこととお誓いいたしますとともに、先生方には地域発展のため引き続きご尽力賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

ご挨拶

山梨県行政書士会顧問

参議院議員 永井 学



新年あけましておめでとうございます。

旧年中は格別のご厚情を賜り、厚く御礼申し上げます。

皆様におかれましては、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

行政書士の皆様方の仕事は、デジタル化に伴う行政手続きのオンライン申請のサポート、成年後見人に関する相談や手続きのサポートなど、近年その重要性がより増しており身近な法律家である行政書士の活躍が国民生活により一層なくてはならないものとなっております。皆様方の業務がより円滑に進むよう、本年も微力を尽くして参ります。

今年は十干十二支でいうと「乙巳（きのとみ）」という年になります。「乙」は未だ発展途上の状態を表し、「巳」は植物が最大級まで成長した状態を意味します。この組み合わせはこれまでの努力や準備が実を結び始める時期を示唆しているそうです。私も参議院に送っていただき今年の夏で丸3年が経ちます。これまでコツコツやってきた活動に花を咲かすことができるよう精一杯努力をして参ります。今年も変わらぬご指導ご鞭撻をどうぞ宜しくお願いいたします。



ご挨拶

山梨県行政書士会顧問

山梨県議会議員 飯島 修



山梨県行政書士会の先生方におかれましては、日頃より有賀一雄会長を先頭に「街の法律家」を旗印に県民・国民の皆様に取り添いながら、行政書士ならではの広い視野に基づく専門的な知見から解決に向けて助言を頂くのみならず丁寧にかつ親身に対応して頂いております事に改めまして心より感謝申し上げます。昨年、能登半島大地震は未だ記憶に新しいわけですが、これまでも行政書士会では独自の被災者支援活動を展開されており、新たに「大規模災害時の被災自治体への支援に関する内閣府と日本行政書士会連合会との協定」を締結するなど、より一層県民・国民にとって頼りになる存在となりました。また、社会のあらゆる分野がデジタル化に向かう中で「デジタルと国民の架け橋」を担う役割にもいち早く積極的に取り組まれています。今後益々行政書士の先生方の存在は社会生活の中で広がっていきます。当会顧問としては先生方の貴重なお仕事に正しく公正に評価され、例えば観察活動の推進にも積極的に協力して行こうと思います。日頃の感謝と共に行政書士の先生方の今後の更なるご健勝、ご活躍をお祈り申し上げます。

ご挨拶

山梨県行政書士会顧問

山梨県議会議員 渡辺 淳也



山梨県行政書士会の皆様におかれましては、輝かしい新年をお迎えのこととお喜び申し上げます。

さて、去年は元旦に能登半島を中心とした大規模な地震が発生したことにより、南海トラフ地震や首都直下型地震、富士山噴火などの大規模災害の発生が懸念されております山梨県においても、更なる防災・減災対策に取り組む必要性を強く感じた年でありました。

このような中、山梨県行政書士会におかれましては、山梨県内の市町村と大規模災害時における被災者支援に関する協定の締結にご尽力されておりますことに心から敬意を表する次第であります。今後も、行政書士の皆様におかれましては、被災者支援をはじめ国民の権利利益の実現に向けて益々ご活躍されますことをご期待申し上げます。私も山梨県行政書士会の顧問として、皆様のご活躍の後押しができるよう微力ではありますが尽力して参ります。

結びに、山梨県行政書士会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝、ご多幸を心よりご祈念申し上げます。



ご挨拶

山梨県行政書士会顧問

公明党山梨県本部代表
山梨県議会議員

佐野 弘 仁



山梨県行政書士会の皆様は「調和と真心」の強き想いで、県民、地域住民のため、日夜を分かたず住民福祉向上や、住民利益確保に多大なる御尽力を頂いておりますこと、有賀一雄会長を始め、皆様方の日頃のご活動に拝謝、御礼申し上げます、誠にありがとうございます。

また、山梨県行政書士政治連盟の皆様方の、真心からの多大なるご高配に対しまして、斉藤鉄男公明党代表より、篤く御礼申し上げるよう言付っております。衷心より感謝と共に御礼を申し上げます、誠にありがとうございました。

さて昨今の物価高騰は中小企業支援や生活弱者対策が政治的課題であり、とりわけ、ひとり親家庭、生活困窮する高齢者支援が喫緊の課題です。山積する課題解決に我々も、行政書士会の皆様が進める、シンママ応援や生活保護支援などの様々な活動をお支えして、今後も皆様方と心ひとつに尽力して参ります。何卒、宜しくお願い申し上げます。

結びに山梨県行政書士会の益々のご発展と共にご活躍を心からご祈念申し上げます。

2025(令和7)年 年頭のご挨拶

山梨県行政書士会顧問

山梨県議会議員 志村直毅



日頃より、山梨県行政書士会の皆様には、県民生活に最も身近な法律家として業務にご精励され、衷心より感謝申し上げます。

県民生活に関わるさまざまな分野において、加速度的にデジタル化が進む中、昨年8月から、国家資格等情報連携・活用システムによる国家資格等に係る各種申請手続のオンライン化や、資格情報の連携等のデジタル化がスタートし、本年夏以降には行政書士をはじめ42資格のオンライン・デジタル化が開始される予定と伺っております。

一方、2月22日の「行政書士記念日」を中心に、県内各地において無料相談会を開催していただくなど、しっかりと対面（アナログ）でのつながりも大切にされながら、県民と行政との懸け橋としてご活躍されていることに、あらためて敬意と感謝を表します。

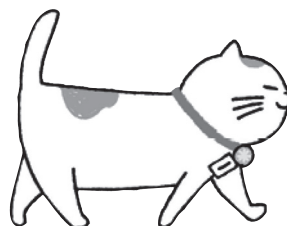
私たち自治体議会議員は、提案された議案を審査し議決するために、年に4回、概ね3週間から6週間程度の期間で行われる定例会という場を設けています。

ただ、定例会に出席することが議員の仕事で、それ以外は何しているのかよくわからないという印象が、多くの県民の皆様にはあるかもしれません。

議員の仕事は、年4回の定例議会以外にも、閉会中の県内外への調査、行政に関わる各種の行事や事業への参加、さまざまな団体や住民からの相談や要望などへの対応など、多岐にわたります。そのため、このような定例会の会期以外での活動がなければ、定例会という表舞台での責務を果たしていくこともできません。

法令や制度、行政の施策や事業も社会情勢の変化に応じて変わり、これに対応した知識や理解を深めつつ、課題解決のために取り組んでいくという仕事のありようは、行政書士の皆様も自治体議員も同じではないかと思っております。

本年も引き続きのご指導をお願い申し上げますとともに、皆様の益々のご健勝とご活躍をお祈り申し上げます。



地域に寄り添う存在

山梨県行政書士会顧問

山梨県議会議員 向 山 憲 稔



6437 人が犠牲となった阪神・淡路大震災から、今年は 30 年の節目です。発災から丸 30 年となった今年 1 月 17 日、山梨県議会の県外調査で神戸市を訪れていた私は、市内の公園で行われていた犠牲者を悼むイベントに参加し、地震発生時刻の午前 5 時 46 分に手を合わせて黙とうを捧げました。公園には、たくさんの灯籠が並べられ「1.17」や「よりそう」という文字が浮かび上がっていたのが印象的でした。「よりそう」という文字には、震災の経験者が少なくなっても被災者を忘れず寄り添い続けようという思い、加えて、その後に起きた他の災害の被災者にも寄り添い支えていこうという思いが込められていたそうです。

山梨県行政書士会は、県内市町村と大規模災害協定を締結しています。まさに、災害が発生した際に行政と県民を結ぶ“架け橋”として、そして被災者に寄り添う役割が期待されています。今年一年が災害のない平穏な日々となることを願いつつ、行政書士の皆様が、常に県民市民に寄り添いながら、さらなる飛躍の年となることを祈念しております。

本年も皆様のご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。



ご挨拶

山梨県行政書士会顧問

甲府市議会議員 藤 原 伸 一 郎



行政書士会の皆様方には、いつも市民に寄り添う行政サービスをご提供いただきまして感謝申し上げます。

甲府市との連携では、市民の皆様がより身近に、そして円滑に各種行政サービスにアクセスできるよう、様々な取り組みを行っていただいております。

特に当会の皆様方には、甲府市役所における無料相談会の定期開催や、市民向けセミナーへの講師派遣などを通じ、相続、遺言、成年後見といった市民生活に密着した問題解決をご支援いただいております。

また、甲府市が進める地域活性化プロジェクトへの協力も積極的に行っており、許認可申請や契約書作成などの専門知識を活かし、地域経済の発展に貢献していただいておりますことに、衷心より感謝申し上げます。

今後も、甲府市との連携を強化し、市民の皆様のニーズに合わせた、きめ細やかな行政サービスを提供できるよう、私も微力ではありますが尽力して参ります。

山梨県行政書士会の益々のご発展、ご活躍を祈念申し上げます。

令和7年 山梨県行政書士会 新年賀詞交歓会開催報告

広報部 早田 敏

令和7年1月22日（水）午後4時より、ベルクラシック甲府にて新年賀詞交歓会が開催されました。当会顧問の議員や市町村長等の来賓をはじめ、他士業、友誼団体等の各種関係団体から多数の方にご参加いただきました。

有賀一雄会長の挨拶から始まり、長崎幸太郎山梨県知事（代理：大久保雅直山梨県副知事）、常住豊日行連会長他、多くの来賓の方々からも祝辞をいただきました。乾杯の音頭を当会顧問である飯島修山梨県議会議員に取っていただいた後、ご出席の皆様で歓談を楽しみながら、親睦を深めていました。

ご来賓の方々（紙面の都合上、一部抜粋・順不同）



大久保雅直山梨県副知事



樋口雄一甲府市長



中島克仁衆議院議員



中谷真一衆議院議員



森屋宏参議院議員



卯月政人山梨県議会議員



常住豊日本行政書士会連合会会長



杉山久美子日本行政書士政治連盟副会長



佐藤 学様
（堀内詔子衆議院議員秘書）



折山俊樹様
（永井学参議院議員秘書）



河井 淳様
（赤池誠章後援会会長）



飯島 修様
（山梨県議会議員）



渡辺淳也様
（山梨県議会議員）



佐野弘仁様
（山梨県議会議員）





志村直毅様
(山梨県議会議員)



向山憲稔様
(山梨県議会議員)



藤原伸一郎様
(甲府市議会議員)



臼井成夫様
(自民党特別参与)



土橋 亨様
(立憲民主党山梨県総支部連合会代表代行副代表)



山下政樹様
(笛吹市長)



遠藤 浩様
(市川三郷町長)



望月幹也様
(身延町長)



後藤隆弘様
(忍野村副村長)



高村正一郎様
(山中湖村長)



船木直美様
(小菅村長)



木下喜人様
(丹波山村村長)



秋山照雄様
(山梨県市議会議員会会長)



堀内由加子様
(山梨県総務部経営管理課課長)



山本哲也様
(山梨県総務部行政経営管理法制・訟務担当副主査)



上島達史様
(やまなし外国人相談支援センター統括コーディネーター)



佐藤一隆様
(日本政策公庫甲府支店融資第二課長)



守屋 稔様
(山梨県民信用組合常勤監事)



秋田辰巳様
(山梨学院大学学長代理)



鈴木優典様
(山梨学院大学法学部法学科教授)



竹野幹男様
(山梨県司法書士会副会長)



塚田忠久様
(東京地方税理士会山梨県会副会長)



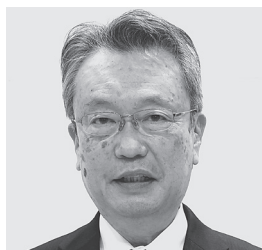
関野 孝様
(日本公認会計士協会東京会山梨県会幹事)



古田島俊憲様
(関東地方協議会会長)



高村浩子様
(東京都行政書士会副会長)



田後隆二様
(神奈川県行政書士会会長)



関谷一和様
(千葉県行政書士会会長)



木村 司様
(茨城県行政書士会副会長)



関口隆夫様
(埼玉県行政書士会会長)



上島 聡様
(長野県行政書士会副会長)



五條義人様
(静岡県行政書士会副会長)



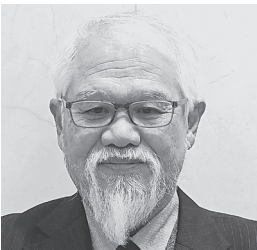
高野雅史様
(新潟県行政書士会副会長)



高橋 章様
(建設業情報管理センター理事長代理)



福澤直樹様
(株式会社ワイズ代表取締役社長)



村松百年様
(山梨県行政書士会専任証明申請センター所長)

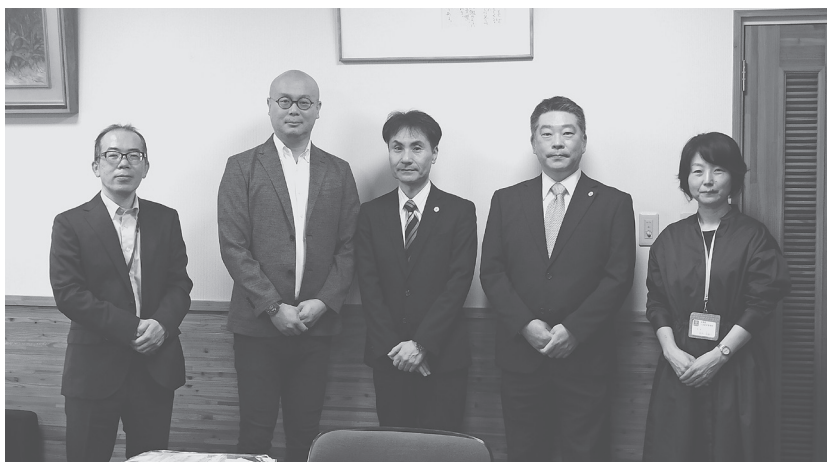
会場の様子



県総務部長を表敬訪問

令和6年10月9日、山梨県庁にて関口龍海山梨県総務部長を有賀一雄会長、羽田淳一副会長が表敬訪問いたしました。

堀内由加子県行政経営管理課長と山本哲也同副主査にご同行賜り部長室を訪ね、関口県総務部長と奈良晶史同次長に暖かく迎えていただきました。有賀会長から、日頃当会の活動に対して県より御理解及び御協力いただいていることへの御礼を述べ、行政書士広報月間の活動や行政書士試験運営等についての説明を行いました。関口県総務部長からは、過去に総務省のポスター作成に関わられた際のエピソードを交えつつ、当会の広報月間活動等への御理解を示されました。また、行政書士の業務や、行政からの委託事業の展望等についても、意見交換を行いました。



令和6年度 日行連関東地方協議会連絡会

令和6年9月27日、群馬県前橋市にて日本行政書士会連合会関東地方協議会（関地協）の会長会及び各業務連絡会が開催されました。

総務担当者、建設業務、運輸業務、国際業務及び市民法務の各業務連絡会では、関東甲信越静地域の11単位の担当者が、事前アンケートに基づき、各業務における課題や事業の効果的な推進等について、意見交換を行いました。



これを受けて、同年11月21日・22日には、令和6年度日行連関東地方協議会連絡会が群馬県高崎市にて開催されました。この連絡会では、9月の会議で取り纏められた関地協から日行連への要望に対する回答及び意見交換会、日行連より行政書士法改正に向けた取り組みや事業等の説明が行われました。

大規模災害時における被災者支援に関する協定締結

大規模災害時支援は次の取組みフェーズに

専務理事 磯村 洋之

本年2月10日、中央市役所において本会と中央市との大規模災害時における被災者支援に関する協定が締結された。大規模災害時に本会及び本会会員が中央市及び同市の住民に対して、行政書士法第1条の2及び第1条の3に規定する業務並びにこれを実施するための、①対面のほか電気通信（電話及びインターネット）を用いた方法による被災者（外国人を含む。）支援相談窓口の設置、②罹災証明書の発行など、市が災害対策として実施する公務への協力を約定したものである。

本会の大規模災害時支援に関する明文制定の始まりは、平成23年の東日本大震災の経験を踏まえた砂原紘一会長（当時）が先導した平成25年12月締結の山梨県との行政書士業務相談に関する協定及び翌26年3月制定の大規模災害対策委員会設置規程であった。この間平成26年豪雪に対する被災農家支援を進めるとともに、平成28年の熊本地震では行政書士の支援活動の有用性を知ることとなった。同会長及び次の岡伸会長（当時）は精力的に県下市町村との支援協定の調印を進め15市町村との締結となったが、その後一時締結中断期を経て、有賀一雄会長により残る12市町村との締結が推し進められ、前出の中央市をもって県及び県下全市町村への支援業務の任を担うこととなった。この中には、小菅村及び丹波山村における地理的条件を勘案しての東京都行政書士会も支援者となる三者協定や、忍野村における村内立地の大企業ファナック株式会社も相談施設や一部費用を負担する三者協定とした先進例もあった。

県内においては、平成以降においても、平成18年7月豪雨、平成26年豪雪、令和元年東日本台風が政府による激甚災害の認定を受け、今後も深刻な災害の発生が懸念されている。

日本行政書士会連合会では、昨年9月、国の防災行政を担う内閣府との間で大規模災害時の被災自治体への支援に関する協定が締結された。平時から災害復興支援員（現行名称：災害復興支援ボランティア）を養成し、被災時には全国ネットでその派遣を系統だてて行えるようにしようという眼目である。

中央市との協定締結をもって、支援のフォーマットは整った。本会の役割として、次は、会員の災害時対応への発意誘導とその会員を災害復興支援員となるよう養成する取組みフェーズに移ったと言える。本会及び本会会員が、災害時においても社会貢献できることを県民及び県下自治体に日頃より周知いただき、発災時には十二分にその力を発揮し、地域にあってさらに名誉ある地位を築けることとなるよう各会員の御協力をいただきたい。



地元企業も当事者となった先進的な大規模災害時被災者支援協定を締結

令和6年7月22日に山梨会は、県東南部に位置する忍野村とファナック株式会社の3者による大規模災害時の被災者支援協定を締結しました。

本協定は、地元企業も協定当事者となり、大規模災害時には同社の施設を被災者支援相談窓口として使用でき、同社の従業員と併せて村民も利用できるという先進例として評価されています。

忍野村は、人口約9,800人、富士山周辺の山々や忍野八海などの自然に恵まれ、多くの観光客が訪れます。一方、太古は湖だったことや、富士山の噴出物が堆積した地層により地震の影響を受けやすく、また、山あいの立地で災害時の避難にも固有の事情を抱えています。また、ファナック(株)については、忍野村に本社・工場を置く地元企業であるとともに、世界的なFA(ファクトリーオートメーション)・ロボットメーカーで、村内に約4,000人が勤務、うち約2,600人が居住しています。

締結式で大森彦一忍野村長は「本協定の締結により、災害対応の一極集中を避け、効率的な対応が期待でき、村民の安心・安全に資する」と述べ、有賀一雄会長は「地元企業を含む協定は先例がない。大規模な災害に平時から備え、必要な支援ができるよう研鑽を積む」と話しました。また、山口賢治ファナック(株)代表取締役社長兼CEOは「社内に支援相談窓口を設け、社員と村民が利用できることで災害対応の混雑緩和が図れることは意義深い」と話しました。

今後も当会は災害発生時に円滑に必要な支援ができるよう、各市町村と連携を密にして取り組んでまいります。



伝統的な地場産業の町・市川三郷町と災害時被災者支援協定を締結

令和6年10月29日に山梨会は、市川三郷町と大規模災害時被災者支援協定を締結しました。本協定では、町の要請を受けて、当会の行政書士が対面や電話、ネットでの被災者向けの相談業務や罹災証明申請書の作成・申請代行などの支援を行うこととしています。

同町は、甲府盆地の最南端に位置し、豊かな自然と景観に恵まれた田園地帯が広がっています。また、江戸時代には日本三大花火に数えられた花火や千年以上も続く手すき和紙、水晶のてん刻に起源を持つ印章など、伝統的な地場産業の町として全国的に知られています。2021年に中部横断自動車道山梨～静岡間が全線開通し、甲府盆地南側の玄関口となっていますが、2027年以降にはリニア中央新幹線も開業予定であり、高速鉄道の駅へのアクセス向上によって、更なる発展も期待されているところです。

締結式で遠藤浩市川三郷町長は、「災害が起きたときには職員も含め、役場は大変混乱する中で、行政手続

の専門家の方に携わっていただけるのは、大変心強い味方を得た思いだ」と述べ、有賀一雄会長は、「災害発生時に初動で関わらせていただくことが多いのが行政書士。万が一の際には、はせ参じて住民の皆様の窓口となって活躍したい」と話しました。

今後も当会は、県内の市町村との連携を深め、行政書士としての知見をいかして地域住民の実生活の利便に資するよう、支援体制づくりに励んでまいります。



都県境を跨いだ支援を可能とする大規模災害時被災者支援協定を締結

令和6年12月9日に山梨会は、県北東部の都県境に位置する丹波山村と東京会の3者による大規模災害時の被災者支援協定を締結しました。

本協定は、丹波山村の地理上の位置あるいは生活圏域を勘案し、東京会を含む都県境を跨いだ協定とすることで、当会行政書士が交通遮断、業務量過大などにより、直ちに丹波山村に赴けないときには、東京会の支援も得られる協働支援体制となっていることが特色です。

同村は、雲取山や大菩薩嶺などの山々に囲まれ、東京の水源の一つである多摩川の源流が流れており、水源林の管理を東京都水道局が担うなど、都民の生活とも密接な関わりがあります。

締結式で木下喜人村長は「能登半島地震の被災地の輪島市で被害の状況を聞き、災害時の備えの重要性を感じた。村の立地や体制を考えると、災害時に両会の協力が得られることは心強い」と述べ、有賀一雄会長は「村までの所要時間、交通状況を考えると東京会の支援が得られる協定は大変意義がある。災害時に住民の生活立て直しに貢献できるよう備えていきたい」と話しました。また、宮本重則東京会会長は「東京会は東日本大震災や能登半島地震など大規模災害の支援に取り組んできた。本協定において山梨会での支援が困難な状況の場合、東京会としても丹波山村をしっかりと支援したい」と話しました。

今後も当会は、地域の事情に応じた支援ができるよう研鑽を積んでいくとともに、支援体制の構築を進めてまいります。



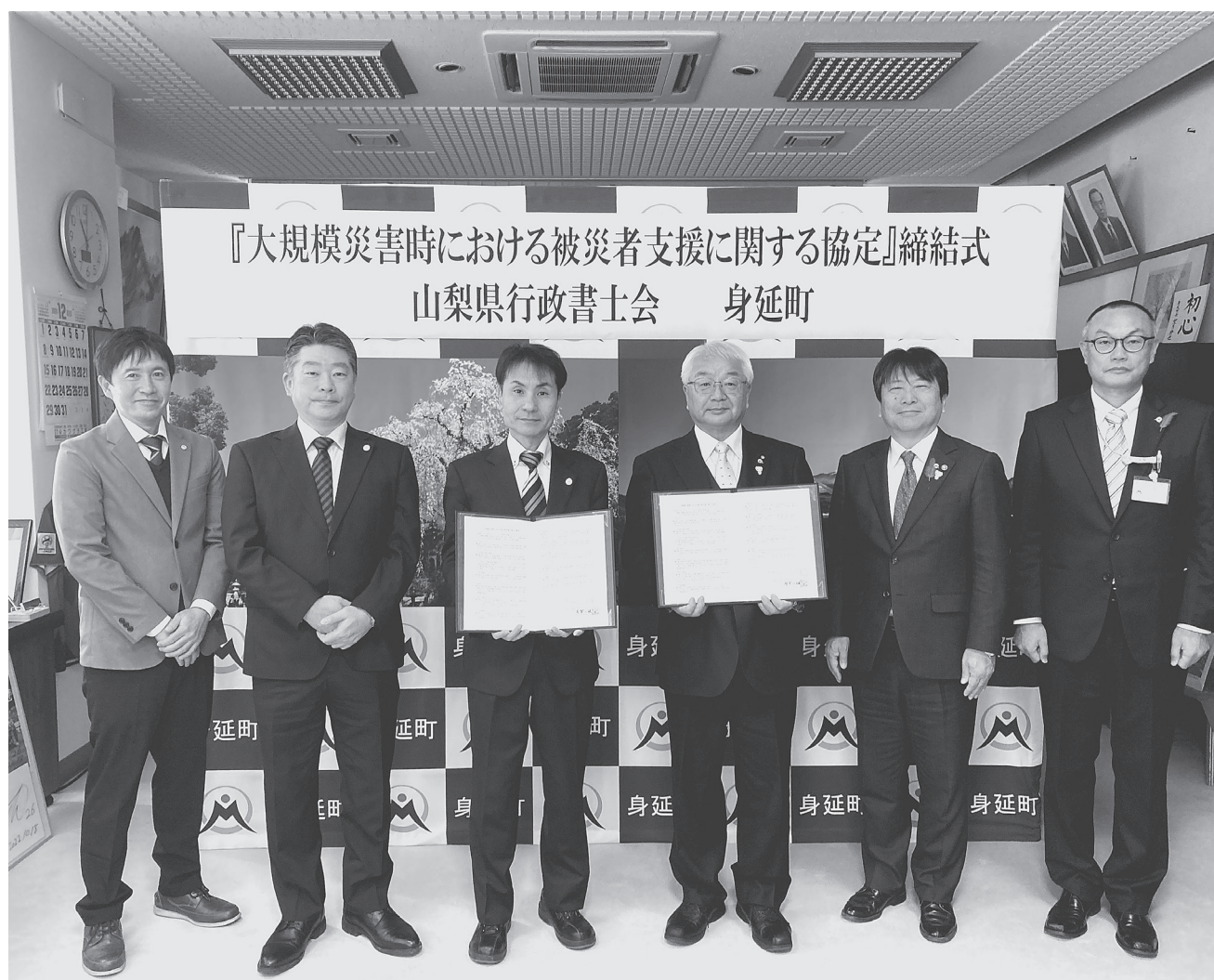
身延町と大規模災害時における被災者支援協定を締結

令和6年12月17日に山梨会は、身延町と大規模災害時における被災者支援を目的とする協定を締結しました。本協定では、町の要請に基づき、当会の行政書士によるオンライン相談窓口の設置、被災者の相談業務、罹災証明申請書の作成・申請代行などの支援を行うこととしています。

同町は山梨県南部に位置し、日本三大急流の一つ、富士川が町の中央を流れ、東西に美しい山々が連なる自然豊かな町です。近年は堤防の強化や防災インフラの整備に取り組み、上流域の降雨や地震等の災害に備えた地域づくりを進めています。

締結式で望月幹也町長は、「災害はいつ、どこで起きるか分からない。被災者が最も求めるのはスピード感であり、災害時に協力が得られることは非常に心強い。本協定により、早期の災害復旧と被災者の生活再建が図られるものと考えている。協力をいただきながら防災・減災に取り組みたい」と述べ、有賀一雄会長は、「以前は、災害は忘れた頃にやってくると言われていたが、近年、災害は忘れる間もなく発生している。その中で、どのような支援ができるかを常に考えている。災害は年末年始や年度末に起こることも多く、廃車の手続きであったり、急がなければならない手続きの際にご活用いただければありがたい」と話しました。

今後も当会は、災害時に迅速な支援を行えるよう、各市町村と連携を強化し、地域の事情に応じた支援体制の構築に取り組んでまいります。



自然豊かで住み良いまち・中央市と災害時被災者支援協定を締結

令和7年2月10日に山梨会は、中央市と大規模災害時被災者支援協定を締結しました。本協定では、市の要請を受けて、当会の行政書士が対面や電話、ネットでの被災者向けの相談業務や罹災証明申請書の作成・申請代行などの支援を行うこととしています。

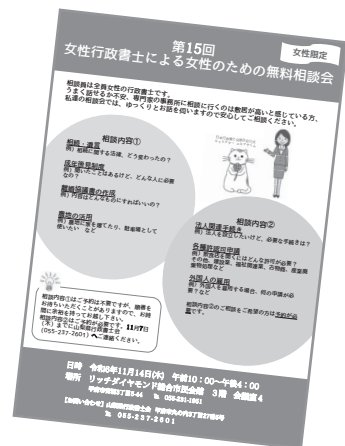
同市は、山梨県の中央南部に位置し、恵まれた自然をいかしつつ、商工業の振興と生活環境の整備に力を入れており、住みよさランキングトップ30にも選出された文教地域です。令和9年以降開通予定であるリニア中央新幹線の山梨県駅（仮称）の隣接地域としても、更なる発展に期待が寄せられています。

締結式で望月智中央市長は、「地理的な要因から自然災害を受けやすい当市は、特に水害が一番心配。万が一の際には、迅速な生活再建の支援をお願いしたい」と述べ、有賀一雄会長は、「全国的に見ても同市には外国籍住民が多く、それだけに期待も高まるが、災害時には情報弱者となりやすいので、より手厚い支援が不可欠。また、平時においても耕作放棄地や遊休農地など同市の抱える課題について、サポートをしていきたい」と話しました。

本協定の締結をもって、当会は山梨県及び県内全27市町村との協定の締結を終えることができましたが、これは災害を乗り越えていくためのワンステップにすぎません。協定をその場限りにしないよう、定期的な連携内容の見直しや平素から顔の見える関係づくりを更に進めてまいります。



女性行政書士による 女性のための無料相談会



令和6年11月14日（木）、甲府市のリッチダイヤモンド総合市民会館にて「第15回女性行政書士による女性のための無料相談会」を開催しました。昨年度と同様に対面での開催となり、平日の実施にもかかわらず、午前中はご相談者が途切れることなく、県内各地から14組の方にご来場いただきました。

本相談会は、厳密な時間制限を設けていないことが特徴であり、「ゆっくり話を聞いてもらえるのありがたい」とのご意見を多くいただいております。

相談内容は例年と同じく、相続や遺言に関するものが多い傾向にありましたが、農地に関するご相談が増えたことが印象的でした。事前準備会では、共同親権、国庫帰属、成年後見についての勉強会を開催する等、幅広いご相談に対応できるよう、日々研鑽を積んでいます。

市町村広報誌での周知に加え、NHK 甲府放送局「News かいドキ」での告知放送や、山梨日日新聞にて取材記事を掲載いただき、活動が地域に根付いていることを実感しました。さらなる発展を目指し、今後も真摯に活動に取り組んでまいります。

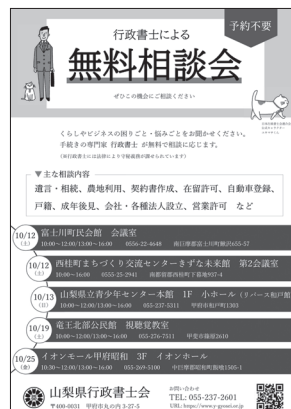
相談内容	相続・遺言	離婚	農地	成年後見	その他
相談件数	12	1	3	1	1



令和6年度 行政書士広報月間報告

行政書士の各種業務及び社会貢献に関する広報活動及び監察活動に一層積極的に取り組み、行政手続の円滑な実施に寄与するとともに国民の利便に資し、もって国民の権利利益の実現に資することにより、国民の理解と信頼を得ることを通じて行政書士制度の更なる普及・浸透を図るとともに行政書士法の適正な運用を通じて行政書士の社会的使命を遂行し、業務の拡大と会員の資格者たる意識の高揚を図ることを目的に、令和6年10月1日から10月31日までの間、山梨県行政書士会として、様々な広報活動をおこないました。

「総務部」「法規監察部」「広報部」で連携をおこない、関係機関に「会員名簿」「広報用ポスター」「広報用チラシ」の配布をおこないました。また、県内2会場の県民の日のイベントに参加して、多くの方へ行政書士を周知することが出来ました。そして、5支部の協力により、県下一斉の無料相談会をおこなうことにより、山梨県全域に行政書士の存在意義を示すことが出来たと思います。ご協力いただきました、関係機関の方々本当にありがとうございました。



県下一斉無料相談会

広報月間における県下一斉無料相談会を実施しました。

実施日	支部名	件数	相談内容
10月12日(土)	峡西南支部	5件	相続、不動産、会社設立 等
10月12日(土)	東部・富士五湖支部	5件	相続 等
10月13日(日)	峡東支部	8件	相続、遺言 等
10月19日(土)	甲府北支部	3件	相続 等
10月25日(金)	甲府南支部	5件	相続 等

各支部の写真



山梨県行政書士会のブースを出店しました

10月5日（土）に富士吉田会場、11月17日（日）に小瀬会場で県民の日記念イベントが開催されました。富士吉田会場ではあいにくの天気となりましたが、小瀬会場では秋らしい晴天に恵まれました。

会場には県内の特産品や飲食店の出店、様々な団体の展示や体験・相談コーナーなどがあり、来場者を楽しませていました。

行政書士会のブースでは、行政書士のマスコットキャラクターの名前を当てたり、パネルから行政書士のバッジを選んだりするクイズや、ユキマサくんグッズの景品が当たるくじ引きを行い、小瀬会場では400人近くの来場者で賑わいました。ユキマサくんグッズは子どもや女性に人気があり、くじ引きの特賞のぬいぐるみを狙っていました。

また、チラシやパンフレットの配布、「行政書士ってどんなことをやってくれるの?」「他の〇〇士とは何が違うの?」といった疑問に答えるなど、行政書士の業務や活動内容を市民の皆様にご存知いただく良い機会となりました。

富士吉田会場



小瀬会場



業務部より

業務部研修会と交流会の開催報告

令和6年11月1日（金）に「華やぎの章・慶山」にて、山梨県警察本部のご担当者の方を講師にお招きして業務部主催の「業務部研修会」と総務部主催「講話会及び交流会」が行われました。当日は、28名の方が参加され、今後の業務に活かすべく知識の深化と会員間の交流が深められました。



業務部主催「業務研修会」

- 10:30 ～ 「近年における風俗営業の許可手続きの傾向等」
山梨県警察本部
生活安全部 保安課
警部補 有野貴久様
- 11:10 ～ 「行政書士業務に係る暴追関連事案とその対策」
山梨県警察本部 刑事部
組織犯罪対策課
企画・暴排管理官
警部 望月昭大様

総務部主催「講話会及び交流会」

- 11:45 ～ 「行政書士法の改正・特定行政書士制度について」
有賀一雄 会長
- 12:15 ～ 昼食（交流会）
- 14:00 閉会

業務部研修会（デジタル庁主催 GビズID 取得体験会）開催報告

令和7年1月17日（金）に行政書士会館会議室にて、デジタル庁及びGビズID開発事業者のご担当者の方を講師にお招きしてGビズID取得体験会を開催いたしました。当日は、約15名の方が参加されGビズIDの取得方法について学び、実際に自分のマイナンバーカードを利用して参加者全ての方がGビズIDの取得をいたしました。

業務部研修会（デジタル庁主催 GビズID 取得体験会）

14:00 ～ 16:00 「GビズID 取得体験会」

デジタル庁 国民向けサービスグループ（GビズID・Jグランツ担当）
主査 鱈 尚晃様

NTTコミュニケーションズ株式会社
ビジネスソリューション本部
第二ビジネスソリューション部
ビジネスデザイン部門
担当課長 増谷正人様
上田佳弘様



マイナンバーカード申請サポート事業について

令和6年度山梨県行政書士会では、甲州市、山梨市とマイナンバーカード申請サポート事業に関する業務委託契約を締結し、マイナンバーカードの普及に取り組んでおります。

■ マイナンバーカードの普及に取り組む背景

日本行政書士会連合会とデジタル庁は、令和5年9月1日に「誰一人取り残されないデジタル社会」実現のために必要な事業の企画及び実施に関して、連携協定書を締結いたしました。その1項目としてマイナンバーカードの普及促進について協力して行うことが規定されております。

それによると、「各種行政手続のオンライン化・デジタル化に際しては、手続処理の迅速化が当然の前提となる。そのためには、国民、事業者を問わず添付書類の簡素化、省略化及び代替化並びにそれらを踏まえた行政側での審査の簡素化等が欠かせない。また、国民に関しては、マイナンバーカードによる本人確認サービスの利用が想定されている」とされており、「公正かつ適切な行政の執行のためには、簡素化・円滑化の前提として申請内容の真正性が確保されなければならない。この点において、適正な行政手続の実施により国民の権利利益の実現を担う、全国5万2千人もの地域に根ざした法律の専門家である行政書士の力が大変重要であり、行政側と行政書士の両者による我が国の行政及び社会のオンライン化・デジタル化に向けて」協力して行うことが規定されております。

■ マイナンバーカードの活用の促進について

マイナンバーカードは、災害時の給付金等支給の迅速化や、様々な住民サービスにおける行政手続の負担軽減などに直結し、行政に関する手続の円滑な実施に大きく寄与するものでもあり、国と事業主間のデジタル手続の認証としては、マイナンバーカードによる認証に一本化されていく予定であります。近時では、令和6年12月2日からマイナンバーカードの健康保険証利用を基本とする仕組み（マイナ保険証）や、令和7年3月24日からマイナンバーカードと運転免許証の一体化（マイナ免許証）とマイナンバーカードの活用が促進されております。

■ 本会のマイナンバーカード事業の取組み

本会のマイナンバーカードの普及についての取組みは、令和4年1月から令和5年3月末における総務省と日本行政書士連合会とのマイナンバーカードに関する代理申請受託事業が始まりです。この受託事業を受け、会員へマイナンバーカード相談員を募集し、相談員となった行政書士が依頼者のマイナンバーカードの申請を行いました。南アルプス市、韮崎市、小菅村、甲州市、山梨市と協働し、市の職員の方と公民館、選挙会場、学校、高齢者等施設、商業施設、コロナ接種会場、個人宅を回りマイナンバーカード申請を行いました。相談員34名、申請件数は1134件。

令和5年度以降は、市区町村と各都道府県行政書士会との契約となり、本会は、甲州市、山梨市とカードの取得に支援が必要な方に対する申請サポート・代理交付によるカードの受取りを行っております。具体的には、行政書士と役所職員の方がペアとなり、ご自宅や施設入所の場合は施設への訪問をし、写真撮影を含む代理申請手続を行っております。また、病気、身体の障害等のやむを得ない理由により、来庁が困難な場合には、行政書士がマイナンバーカードの代理受領を行い、本人へお届けしております。令和5年度受託件数は、32件（申請16件受取16件）。令和6年度1月時点の受託件数は、55件（申請34件受取21件）。

今後、他の市町村との連携も検討しております。ご協力よろしくお願いいたします。

令和6年度 行政書士試験結果

令和6年11月10日(日)に行政書士試験が全国61の会場で実施されました。山梨県では、南アルプス市の桃源文化会館と中央市の山梨県流通センター(流通会館)の2会場で行われました。試験結果は、令和7年1月29日(水)に一般財団法人行政書士試験研究センターから発表され、同センターの掲示板およびウェブサイト上に掲載され、同日、受験者に合否通知書が発送されました。試験結果は以下の通りです。

試験結果概要

(単位:人)

	山 梨 県	全 国
受験申込者数	262	59,832
受 験 者 数	214	47,785
受 験 率	81.68%	79.87%
合 格 者 数	21	6,165
合 格 率	9.81%	12.90%

一般財団法人行政書士試験研究センター
「令和6年度結果概要」「令和6年度都道府県別試験結果一覧」より作成



令和6年度 特定行政書士考查結果

令和6年度の特定行政書士法定研修の修了者が新たに5名誕生しました。

全国では、申込者数710名、受験者数628名、修了者数420名、合格率66.9%でした。

平成27年度から始まった特定行政書士制度ですが、山梨県行政書士会の特定行政書士は、合計で83名となりました。

登録番号	氏 名	事務所住所
23161385	浅 川 忠 彰	北杜市高根町清里3545番地2423
23162241	矢 竹 秀 成	甲府市富士見1丁目7番22号
24160649	芦 澤 大 樹	甲府市相生1-3-20-201
24161143	内 藤 好	甲府市山宮町2165-5
24161528	雨 宮 功	南アルプス市山寺3番地

■ 特定行政書士とは…

行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する行政庁への不服申立て手続きの代理業務が行えます。

【建設業許可申請の不許可処分】～建設業法～

建設業許可申請を行ったところ、経營業務の管理責任者としての経験年数が要件を満たしていないこと、経營業務の管理責任者の常勤性に疑義があることを理由に不許可となった。経營業務管理責任者としての経験年数や常勤性について、その判断を見直す余地がある場合に不服申立てをすることが考えられる。

【難民不認定】～出入国管理及び難民認定法～

申請者は、本国において民主化運動指導者らと社会活動を行い、本邦においても反本国政府団体に加入し活動を行っていることなどから、帰国すれば本国政府による迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったが、申請者の供述を前提としてもデモ参加程度にとどまり、難民条約上の迫害のおそれがあるとは認められないとして不認定となった。申請者はこれを不服として異議申立てを行うことが考えられる。

【産業廃棄物処理施設の設置許可申請の不許可】～廃棄物の処理及び清掃に関する法律～

産業廃棄物処理施設の設置許可申請を行ったところ、不許可処分となった。申請先の自治体においては、条例により周辺住民の同意書の提出が許可要件となっていて、その要件を満たしていないことが理由とのことだったが、周辺住民の同意書の提出を許可要件としていることに疑義がある場合に、不服申立てをすることが考えられる。

一般倫理研修の受講について

令和 4 年 8 月 31 日付けで日本行政書士会連合会会則の改正が認可されたことに伴い、令和 5 年 8 月 31 日から、全会員に 5 年に一度の一般倫理研修の受講が義務化されました。

当該研修の受講方法等については、以下を御参考の上、御受講いただきますようよろしくお願いいたします。

※当該研修が公開された令和 5 年 3 月 15 日以降に御受講いただいた方は、次回期限（以下「3.（参考）」を参照）まで再度の受講の必要はありません。

1. 概要

令和 3 年の職務上請求書の不正使用による事件を契機として、再発防止を徹底するため、国家資格者たる行政書士の素養の一つとして必要な倫理について、それを養い維持するための研修の受講を“義務”とする会則改正がなされました（日本行政書士会連合会会則第 62 条の 2 第 3 項）。倫理研修の実施のために必要な事項は、日本行政書士会連合会倫理研修規則により定められました（令和 5 年 8 月 31 日施行）。

2. 研修科目

①行政書士法及び関係法令 ②人権 ③職業倫理 ④職務上請求書の適正使用

3. 受講期限（初回）

登録月の翌月初日から起算して 3 か月以内

※令和 5 年 8 月 31 日以降新規に登録を受けた者

例：令和 6 年 4 月 2 日に登録した者 ⇒ 令和 6 年 7 月 31 日まで

（参考）

2 回目以降修了日の 5 年後の日が属する年度の 3 月 31 日（当該年度内に受講、修了すること。）

例：令和 6 年 7 月 1 日に修了した場合⇒令和 12 年 3 月 31 日

4. 受講方法

① 中央研修所研修サイトにアクセス

日本行政書士会連合会のホームページ（<https://www.gyosei.or.jp/>）にアクセスし、右上の「研修サイト」をクリック。



研修サイト



② 中央研修所研修サイトにログインして研修受講

中央研修所研修サイト用のID、パスワード（初回ログイン時には、申込フォームからの申込みが必要です。）を入力して中央研修所研修サイトにログインし、「講座一覧」>「義務研修」>「一般倫理研修」から一般倫理研修を受講

（3 時間程度）

※最後に受講確認のためのテストがあります。詳しくは中央研修所研修サイト内の説明やマニュアルを御確認ください。

The screenshot shows the homepage of the Central Training Center website. It features a header with the logo of the Japan Association of Administrative Clerks and the text '中央研修所 研修サイト'. Below the header, there is a main content area with a large box containing instructions. Callouts provide additional guidance:

- Callout 1 (Top Left):** ID、パスワードを入力して「ログイン」をクリック
- Callout 2 (Top Right):** 詳しい受講方法は「一般倫理研修マニュアル」からマニュアルをダウンロードして御確認ください。 ※必ず受講方法を確認した上で受講してください。
- Callout 3 (Bottom Left):** 既にID、パスワードをお持ちの方 ユーザーID、パスワードを入力して、ログインボタンをクリックしてください。 (パスワードを忘れた方はこちら)
- Callout 4 (Bottom Right):** 初めて御利用の方はこちらから「ID、パスワード申込」をクリック

The main content area includes links to the 'Manual' and 'FAQ' pages, and a section for 'Login' with fields for 'ユーザーID' and 'パスワード'.

③ 受講完了後、修了証を発行

全ての講座を視聴し、テスト合格後に表示される「修了証発行」ボタンをクリックして研修は修了となります。職務上請求書を購入する際に一般倫理研修の修了証が必要となりますので、職務上請求書を購入予定の方は「修了証発行」ボタンをクリックした際に表示される修了証の印刷又はダウンロードをお願いいたします。なお、職務上請求書の購入予定がない方も「修了証発行」ボタンをクリックしないと修了日が確定せず、受講が完了しませんので、必ず「修了証発行」ボタンをクリックしてください。

（参考）一般倫理研修の受講について

日本行政書士会連合会ホームページ（お知らせ）

URL：https://www.gyosei.or.jp/news/20240329



初級業務研修動画について

当会ホームページの会員ページにおいて東京会業務研修動画 13 講座を公開しています。視聴方法及び講座内容については以下の手順となります。会員の皆様におかれましてはこの機会にご活用 of 程よろしくお願ひ致します。

- 1 山梨県行政書士会 HP の会員ページにアクセス
- 2 「東京会 業務研修動画はこちら」(緑色) のバナーをクリック
- 3 「山梨会動画公開用」フォルダをダブルクリック

※ 動画のダウンロードは出来ません。

※ 山梨会会員以外の者への動画 URL の共有や SNS 等への転載は固く禁じます。

- 4 下記 13 講座の中から視聴する動画のフォルダをダブルクリック

- ① 【企画開発部】
補助金・助成金等申請業務
 - ② 【運輸交通部】
車庫証明と自動車登録
 - ③ 【建設宅建環境部】
「宅地建物取引業免許」申請業務
 - ④ 【建設宅建環境部】
建設業許可
 - ⑤ 【建設宅建環境部】
産業廃棄物処理業許可業務
 - ⑥ 【生活安全・保健衛生部】
稼げるインバウンドビジネス許可入門
 - ⑦ 【知的財産・経営会計部】
記帳会計について
 - ⑧ 【知的財産・経営会計部】
会社設立について
 - ⑨ 【国際部】
入管業務～入門編～身分関係
 - ⑩ 【国際部】
就労系在留資格
 - ⑪ 【市民法務部】
相続業務～相談から実務までの注意点
 - ⑫ 【市民法務部】
遺言研修
 - ⑬ 【市民法務部】
具体的な業務にまつわる業際問題
- ※ 【レジュメダウンロード】
研修用資料



- 5 動画のサムネイルをダブルクリック
- 6 画面上の「再生ボタン」をクリックし視聴開始

※会員ページのログイン ID、パスワードが不明な会員は、
山梨県行政書士会事務局（055-237-2601）までご連絡ください。

職務上請求書を適正に使用するために

職務上請求書の使用については、行政書士としての職業倫理に基づき、全国統一の指導指針により厳格で適正な取扱いが求められています。

行政書士による職務上請求書の不正使用事件を受け、日行連を中心に全国的に再発防止への取り組みを強化しています。①全会員の倫理研修の受講義務化、②組織的な指導・管理態勢の構築、③払い出し時の確認作業の厳格化、④不正使用者への罰則の強化が4つの柱となっています。

会員の皆様におかれましては、国民からの信頼に応えることが責務である国家資格者として、職務上請求書を常に適正に使用していくことが必要となります。

人権の擁護や個人情報保護の観点からもその使用には極めて注意が必要であることにつき再確認ください。不正が疑われる依頼に応じること、不適切に使用することは、決してあってはなりません。

日行連「職務上請求書取扱説明書」について

日行連の会員サイト連 con で、「職務上請求書取扱説明書」が提供されています。「職務上請求書取扱説明書」では、適正使用のための3原則に基づき、職務上請求書の具体的な記載例などが掲載されています。

職務上請求書の使用時には、常に取扱説明書を確認してください。

■「職務上請求書取扱説明書」入手方法

- ① 日行連会員サイト「連 con」にログイン
- ② 右上にある検索ボックスに「職務上請求書取扱説明書」と入力し、検索
- ③ 検索結果から「職務上請求書取扱説明書について」をクリック
- ④ 「職務上請求書取扱説明書」のリンクから PDF ファイルをダウンロード

記載時に注意・確認が必要な例

【請求の種別】

- ・職務上請求書に記載のない書類を請求しようとしていないか

【業務内容】

- ・作成する書類の名称を記載しているか
- ・行政書士の職務ではないものを記載していないか（不動産登記、法定後見申立、相続税の申告など）
- ・請求する書類が必要となる具体的な理由を詳細に記載しているか

【提出先】

- ・他士業者を記載していないか

【請求者】

- ・請求書控えにも職印を押しているか

※詳細は、「職務上請求書取扱説明書」で確認してください。

山梨県収入証紙制度の見直しについて

皆様の業務に馴染みのある、山梨県収入証紙の見直しが検討されています。概略を掲載するので、ご確認いただければと思います。

山梨県収入証紙制度の見直しについて

令和7年1月
出納局会計課

証紙による納付の主なもの

- ・各種行政手続の手数料
- ・証明書の発行手数料 など

現状の手数料収納方法

- ・収入証紙 ・やまなしくらしねっと
- ・個別に定められた方法(個別システム)

証紙制度の課題・問題点

利便性の低さ 高コスト 非効率

- ・手数料納付手段・証紙購入場所が限定
- ・購入場所と申請場所が異なる
- ・印刷経費等コストの上昇
- ・アナログかつ煩雑で非効率な消印事務

他自治体の見直し状況

- ・廃止 8自治体
(埼玉県、東京都、新潟県、京都府、大阪府、鳥取県、岡山県、広島県)
- ・廃止予定・廃止検討中 29自治体

多様な収納方法の導入

キャッシュレス決済・現金・電子収納



収納情報の電子管理

POS(記録集計)レジ機能による管理



ワンストップ化で利便性向上

約2割のコスト削減

行政手続きのDX化

制度見直し後の対応

収入証紙売りさばき所 129カ所

山梨中央銀行 :61支店

指定売りさばき所:68カ所

(交通安全協会、食品衛生協会、行政書士会、猟友会 等)

いつでもどこでも納付可能に！

○申請庁舎でワンストップ手続き

レジ設置箇所(想定)

現金・キャッシュレス併用レジ:本庁、合同庁舎
キャッシュレス専用レジ:希望窓口等

○県内コンビニ約400店・全国各店で納付

全申請窓口でキャッシュレス納付

申請窓口で納付書即時発行

R8.9～コンビニ&EI-QR利用開始

■ スケジュール(想定)

	令和6年度			令和7年度									令和8年度	
	7月～		2月	3月	4月	5月	11月	12月	1月	2月	3月	4月～	9月～	
証紙制度	証紙販売 ～R7. 12										証紙併用		R8. 4～使用不可	
売りさばき人												R8. 1～在庫証紙買い戻し(想定)		
レジ												R8. 1～ レジ導入		
財務会計システム	【旧】財務会計システム											【新】財務会計システム稼働		
												・コンビニ収納 ・EI-QRコードキャッシュレス決済		

出典：山梨県からの資料より



事務局からのお知らせ

令和7年2月から新体制になりましたので、お伝えいたします。



ごあいさつ



事務局職員

丸山 晶子

12月から事務局でお世話になっております丸山です。

先生方にはまだまだ分からないことが多くあり、ご迷惑をおかけしておりますが、少しずつ色々なことを覚え、慣れていきながら、お役に立てるよう頑張っていきたいと思います。

今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。



事務局長

矢野 智紅

令和4年7月より事務局長を仰せつかっている矢野です。

この度、丸山さん、杉山さんという素晴らしい人材に恵まれて、2月より新装事務局として船出することとなりました。会員全ての先生方のサポートを担う事務局として、3人で力を合わせて頑張っていこうと話しています。どうぞ末永くよろしくお願いいたします。



事務局職員

杉山 美穂

このたびご縁をいただき2月からにお世話になっております杉山と申します。

今は収入証紙を担当することになりました。初めて耳にする用語に戸惑いながらも、矢野局長や丸山さんに教えていただきながら少しずつ仕事を覚えているところです。

一日でも早く会のお役に立てるよう努めて参りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

新入会員のご紹介

New Face

令和7年1月31日現在
会員数 **379**名 法人会員 **5**団体



■ 野矢 聡

甲府南支部
令和6年7月1日入会

▶事務所名
行政書士野矢聡事務所

好きな食べ物・飲料：焼き肉・ビール
(理由・説明)：柔道をやっていた事もあり、昔から肉食系で、焼き肉にはビールがよく合います。
好きな音楽・アーティスト：音楽はジャンルを問わず全て好きです。
好きな映画・本：歴史物やミステリー小説
(理由・説明)：基本的に面白いと思った本はだいたい読みます。
好きな動物：嫌いな動物は特にありません。

趣味：ゴルフ

(理由・説明)：柔道は小さい頃からやっていますし、ゴルフはレクリエーション感覚です。

座右の銘・好きな言葉：失意泰然・得意淡然

(理由・説明)：うまくいっている時には慎ましく努力を続け、うまくいかない時には慌てず泰然と構える。

コメント

まだこれがしたいというはっきりした事はありませんが、これまでの経歴を生かした運輸・自動車関係、風俗・各種営業関係をやりたいと思っています。



■ 佐野 武

甲府北支部
令和6年7月1日入会

▶事務所名
行政書士佐野武事務所

好きな食べ物・飲料：かつやのかつ丼、セブンカフェ
(理由・説明)：勝つことを好む、お手頃値段
好きな音楽・アーティスト：サザンオールスターズ
(理由・説明)：青春の思い出
好きな映画・本：ゴジラ-1.0、星新一
(理由・説明)：最後に見た映画、短編小説が読みやすい
好きな動物：柴犬
(理由・説明)：唯一飼育した動物

趣味：ウォーキング

(理由・説明)：習慣生活病のため必要不可欠

座右の銘・好きな言葉：七転び八起、チャレンジャー

(理由・説明)：常に挑戦したい

コメント

長い行政経験で得た知識を生かしつつ、日々精進して皆様のお役に立ちたいと思っています。
事務所名は、シンプルに名付けました。



■ 久永 奈穂

峡東支部
令和6年7月1日入会

▶事務所名
行政書士ビザ専門センター

好きな食べ物・飲料：甘いもの、辛いもの
(理由・説明)：今は抹茶ラテ、とうがらしにはまっています。
好きな音楽・アーティスト：Sia
(理由・説明)：声や曲調が美しいです。
好きな映画・本：学習関連の本、ミステリー小説
(理由・説明)：本が好きなので。
好きな動物：犬
(理由・説明)：とくにトイプードル、ポメラニアン、チワワ

が好きです。

趣味：読書

(理由・説明)：新しい場所に行くと、本屋さん巡りを楽しむことが多いです。

座右の銘・好きな言葉：自由

(理由・説明)：いつも自分らしく生きていたいと思います。

コメント

海外人材の日本での就職サポートを行ってきた経験を活かし、今後は在留資格申請を専門にした業務を頑張っていきたいと考えています。



■ 有 泉 公 彦

甲府北支部
令和6年7月15日入会

▶事務所名
YUI LIFE行政書士事務所

- 好きな食べ物・飲物：**バナナ・コーヒー・ジン（酒）
（理由・説明）：腸内環境を整え、健康効果が高い。
- 好きな音楽・アーティスト：**ヒーリング・ミュージック
（理由・説明）：慌ただしい日常から、聞くだけで異次元の世界に誘ってくれます。
- 好きな映画・本：**坂の上の雲（司馬遼太郎）
（理由・説明）：明治時代において、近代国家誕生のため命を賭した人々の姿に、勇気と希望、そして感動をもらえます。
- 好きな動物：**犬
（理由・説明）：従順で愛嬌のあるところ。

趣味：ロードバイク、ジョギング、絵画鑑賞、カフェ巡り

（理由・説明）：風を切って走ることで、体力づくりとストレス発散になるから。また、先人の偉大な作品に触れることで右脳を活性化できるので、気分転換になります。

座右の銘・好きな言葉：日々是前進

（理由・説明）：昨日より今日、今日より明日という気持ちで、一日一日を大切にしていきたいと思っています。

コメント

長い行政経験や宅建士等としての業務経験、さらに各種資格で得た知識などを生かして、空き家問題の解決など、地域の皆様のお役に立ちたいと思っています。

事務所名は、地域や社会、人々とのつながりのある豊かな生活（YUI（結） LIFE）の実現を目指すために貢献したいという思いから名付けました。



■ 中 澤 将 彦

東部・富士五湖支部
令和6年7月15日入会

▶事務所名
中澤行政書士事務所

- 好きな食べ物・飲物：**ウィスキー
（理由・説明）：寝る前に飲むウィスキーは最高です。
- 好きな音楽・アーティスト：**ado
（理由・説明）：最近ハマってます。
- 好きな映画・本：**嫌われる勇氣
（理由・説明）：人生哲学です。
- 好きな動物：**パンダ
（理由・説明）：見た目が良いです。

趣味：将棋

（理由・説明）：一生はまれます。

座右の銘・好きな言葉：風林火山

（理由・説明）：山梨なので、昔からのファンです。

コメント

行政書士として経験を積んで、様々な業務をやっていきたいです。

宜しくお願い致します。



■ 鶴 田 麻 祐 美

甲府南支部
令和6年8月1日入会

▶事務所名
やまなし行政書士事務所はるかぜ

- 好きな食べ物・飲物：**スイーツ全般とコーヒー
（理由・説明）：ベストマッチな組み合わせ♪お酒も好きです！
- 好きな音楽・アーティスト：**嵐、Mrs. GREEN APPLE
（理由・説明）：嵐の曲は元気になれます！ミセスは最近よく聴くようになりました。
- 好きな映画・本：**モアナと伝説の海
（理由・説明）：娘と映画館で観た、思い出の映画です。
- 好きな動物：**動物ならなんでも♡
（理由・説明）：動物園も水族館も大好きです。爬虫類もいけちゃう！

趣味：カラオケ、お昼寝、映画鑑賞、御朱印集め、神社やお寺、お城巡り

（理由・説明）：全部私の元気の源です。

座右の銘・好きな言葉：継続は力なり

（理由・説明）：仕事と子育てをしながらやっとの思いで行政書士になったのは、まさに継続あってこそその力だったと思っています。

コメント

大好きな山梨で、お客様に暖かく寄り添う春風のようになりたいと、事務所名を決めました。保育士として働いてきたので、その経験を活かして福祉系に強い行政書士になりたいです。また、多様化していく“家族の形”に寄り添えるような仕事をしていきたいと思っています。



■ 秋山 勉

甲府南支部
令和6年9月1日入会

▶事務所名
あきやま行政書士事務所

- 好きな食べ物・飲物：**カレー、コーヒー
(理由・説明)：ご飯と一緒に気軽に食べられる。やや苦みの味が朝の目覚めには欠かせない。
- 好きな音楽・アーティスト：**倉木麻衣
(理由・説明)：清楚な感じと囁くような歌声はデビューからずっと変わらない
- 好きな映画・本：**大下英治氏の本。
(理由・説明)：すみません。映画は全く見ないので。政治の裏話含め、分かり易い論調が好き
- 好きな動物：**犬
(理由・説明)：「ペットは家族同然」の言葉がありますが、

可愛がっていただければ飼い主になつてくる。賢さと忠誠心が好き。

趣味：読書

(理由・説明)：知らない事に対する好奇心の塊と静かな部屋で本を読んでいる時間が落ち着くため

座右の銘・好きな言葉：備えあれば憂えなし

(理由・説明)：何事も用意周到に。慎重に事を運んでいけば怖くない

コメント

高齢化社会に向け、お年寄りが安心して生活できる社会作りに貢献したい強い気持ちを持って登録、開業しました。終活に興味があります。

事務所名はシンプルに苗字を「ひらがな」にしたかったため。



■ 遠藤 清美

甲府南支部
令和6年9月1日入会

▶事務所名
きよみ行政書士事務所

- 好きな食べ物・飲物：**寿司、ワイン
(理由・説明)：山梨署に勤務したときにワイナリーにお邪魔する機会がありおいしいワインを知りました。GI山梨がおすすめです。
- 好きな音楽・アーティスト：**鈴木雅之
(理由・説明)：毎年コンサートに行きます。今年は山梨でも開催されます。
- 好きな映画・本：**ボヘミアン・ラブソニー
(理由・説明)：クイーンを余り知らなかったけれども、とても楽しめました。
- 好きな動物：**馬
(理由・説明)：きれいだと思います。

趣味：花を生ける

(理由・説明)：華道やフラワーアレンジメントが好きです。

座右の銘・好きな言葉：ピンチはチャンス

(理由・説明)：ピンチを超えたところでまた一つ成長ができると信じています。

コメント

前職の税務職員の経験を活かし、税理士と行政書士に挑戦しています。

後見人業務、相続、土地に関する業務等興味があり、高齢化社会を見据えた社会貢献ができればと考えています。



■ 黒澤 広美

甲府南支部
令和6年9月15日入会

▶事務所名
黒澤行政書士事務所

- 好きな食べ物・飲物：**焼肉、コーラ
(理由・説明)：お肉大好きです。
- 好きな音楽・アーティスト：**Mrs.GREEN APPLE、sumika、back number
(理由・説明)：歌詞が好きです。
- 好きな映画・本：**ハリーポッター
(理由・説明)：学生の頃から一番好きです。ライトノベルも大好きなのでよく読みます。
- 好きな動物：**犬
(理由・説明)：犬が一番好きですが、YouTubeでは猫や馬

などもよく見ます。

趣味：読書(ライトノベル)、韓国ドラマ、バスケット

(理由・説明)：オリンピック後からバスケットの試合(Bリーグ)を見るようになりました。どの選手もカッコいい！

座右の銘・好きな言葉：清廉潔白

(理由・説明)：清く正しい行動を心がけています。

コメント

不動産売買の人脈を生かし、農地転用や相続関係の業務に携わることができればと考えています。



■ 櫻本 明正

峡西南支部
令和 6 年 10 月 2 日入会

▶事務所名
櫻本行政書士事務所

- 好きな食べ物・飲料：**蕎麦
(理由・説明)：蕎麦は日本の文化であり、健康食でもありますので、一日一食は食べたいパワーフードです。
- 好きな音楽・アーティスト：**スティーヴィー・ワンダー
(理由・説明)：様々なシーンで感動を与える楽曲はいつまでも輝いています。あらゆる壁をもろともしない天才アーティストです。
- 好きな映画・本：**洋画
(理由・説明)：アクション系の映画は爽快感がありストレス

- 解消になります。
- 好きな動物：**ダチョウ（オーストリッチ）
(理由・説明)：飛べない鳥であるが、体の豪快さと裏腹な顔の可愛さがアンバランスでよいのです。
- 趣味：**スポーツ観戦（サッカー・ラグビー）
(理由・説明)：ヴァンフォーレ甲府とクリーンファイターズ山梨を応援しております。今年こそは、J1とリーグワンへ昇格！
- 座右の銘・好きな言葉：**一期一会
(理由・説明)：人の出会い・縁を大切にしたいと思います。

コメント

前職の行政経験を生かし、セカンドキャリアとして、土地活用や企業・地域の困りごと相談など、皆様に貢献できる仕事をしたいと思っています。人との出会いを大切に、日々精進して参ります。



■ 廣瀬 剛

峡東支部
令和 6 年 11 月 1 日入会

▶事務所名
廣瀬行政書士事務所

- 好きな食べ物・飲料：**麺類、お酒
(理由・説明)：父親の好物が「うどん、そば」だったためその影響です。ビールが大好きです。
- 好きな音楽・アーティスト：**洋楽、J pop 色々聴きます。
(理由・説明)：感情を揺さぶられるような曲が好みます。
- 好きな映画・本：**「嫌われる勇気」
(理由・説明)：他人からの評価に捉われず、成長するためのヒントを与えてくれます。
- 好きな動物：**犬
(理由・説明)：幼少の頃からずっと犬を飼っています。癒しと希望を与えてくれます。

- 趣味：**釣り（海、湖、河川）
(理由・説明)：釣りをしている時間は他のことは全く考えません。それほど没頭できる趣味です。もう依存症ですね。
- 座右の銘・好きな言葉：**シンプル
(理由・説明)：自分の仕事や生活の中で、本当に大切なことや必要なものを見抜きそれに集中して生きたいです。

コメント

「国際業務」に興味があります。私の子供達が海外生活の挑戦にあたり、ビザの取得手続きの大変さを知りました。日本に来る外国人の方も、きっと同じ様に感じていると思います。そんな方達のお役に立ちたいと思っています。



■ 加々美秀樹

東部・富士五湖支部
令和 6 年 11 月 15 日入会

▶事務所名
加々美行政書士事務所

- 好きな食べ物・飲料：**吉田のうどん、辛い食べ物
(理由・説明)：吉田のうどん、洗練されていないが何故か病みつきになる。辛い食べ物、小さい頃から辛い食べ物が大好きで、何にでも一味唐辛子やハバネロパウダーをかけて食べていました。最近は控えめにしています。
- 好きな音楽・アーティスト：**ショパン・エチュード、ベートーベン・ピアノソナタ
(理由・説明)：息子二人がピアノを習っていて、よく弾いていたので。
- 好きな映画・本：**「千と千尋の神隠し」、「君の名は。」、「サマーウォーズ」
(理由・説明)：映画は自ら観に行きませんが、これらは子供と一緒に見に行った映画の中で記憶に残って

- いるので。
- 好きな動物：**犬、猫
(理由・説明)：フレンチブルドッグを1匹、子供が拾ってきた野良猫を2匹飼っているため愛着があります。
- 趣味：**ピアノを弾くこと
(理由・説明)：息子が弾いていたピアノが家にあり、誰も弾く人がいなくなったので、五十の手習いとして弾くようになりました。ベートーベン・ピアノソナタ「月光」が弾けるようになるのが目標です。
- 座右の銘・好きな言葉：**情けは人の為ならず
(理由・説明)：以前は間違った意味で認識していましたが、「人にした親切が自分に戻ってくる」という正しい意味を知ってからは、他人やお客様とは常にこのような気持ちで接するように心がけています。

コメント

司法書士と兼業のため、農地法の許可申請、法人設立支援、相続業務、成年後見業務を主に行っていきたく考えております。



■ 横内 唯

峡西南支部
令和7年1月1日入会

▶事務所名
横内行政書士事務所

好きな食べ物・飲物：肉類、浜焼き

(理由・説明)：お肉は昔から大好きです。最近浜焼きの美味しさにも目覚めました。

好きな音楽・アーティスト：Snow Man

(理由・説明)：ダンスもかっこよく、トークも面白いので。コンサートなど行って楽しんでいます。

好きな映画・本：イエスマン、キューティーマン・ブロード

(理由・説明)：何事にも前向きにチャレンジしてみよう！と思わせてくれる映画。洋画コメディが好きです。

好きな動物：犬

(理由・説明)：小さいころから犬がいる環境で育っているので、犬が大好き。今はヨーキーとトイプードルの2匹を飼っています。

趣味：読書

(理由・説明)：最近 Kindle Paperwhite を買い替えたので、読書に励んでいます。ミステリーが好き。

座右の銘・好きな言葉：笑う門には福来る

(理由・説明)：常に笑顔を心がけて、明るく暮らしていきたいから。笑うと健康にも良いので。

コメント

これまでは母の行政書士事務所を手伝いながら業務の実務に触れてまいりましたが、この度、自分自身も正式に行政書士として一歩を踏み出すことになりました。地域の方々のお役に立てるよう精進してまいりますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

退会会員 (令和6年7月から) ※会報111号未掲載の方を含む

■ 本田 泰博 様 (甲府北支部)

令和6年7月10日付退会

■ 丸山 徹 様 (峡東支部)

令和6年7月31日付退会

■ 渡辺 哲 様 (東部・富士五湖支部)

令和6年8月31日付退会

■ 金勝 瑞穂 様 (甲府南支部)

令和6年8月31日付退会
(東京会単位会変更)

■ 樋川 孝浩 様 (甲府南支部)

令和6年11月31日付退会

■ 田中美奈 様 (甲府南支部)

令和6年12月31日付退会

■ 岸 優美 様 (甲府南支部)

令和7年1月9日付退会



お疲れ様でした。

山梨県行政書士会の会員ページ更新のお知らせ

会員の皆様には、既にご連絡をしたとおりですが、2019年11月1日よりトップページからのリンクが以下のURLに切り替わっております。

<https://www.y-gyosei.or.jp/member/>

この変更に伴い、従前に発行した会員ページへログインする為のパスワードは利用できなくなりました。

新しいパスワードは既にお知らせをしてありますが、不明な場合には事務局までお問い合わせいただきますよう、お願いいたします。

また、新しい会員ページには各種の情報を盛り込んでいきたいと考えておりますので、掲載のご希望がございましたら、事務局までご一報ください。



広報部員総入れ替えで始まった会報づくりも今回が最後となりました。お忙しいなか、執筆のお願いに対して快くご承諾いただいた会員の皆様はもちろんのこと、執筆依頼やとりまとめなどの編集作業にご尽力いただいた広報部員の皆様も含め、発行に関係した全ての方のご協力によって本会報を完成させることができました。心よりお礼申し上げます。

今号は表紙に桜、編集後記に梅と、春爛漫なデザインになりました。梅といえば、桜に先んじて咲く花というイメージですが、はるつけくさ春告草やかせまちくさ風待草という別名もあるそうです。春の訪れを待ちわびる人々の気持ちが伝わってくるような詩的で風情ある表現だと思います。右の写真カラーでお見せできないのが残念ですが、どの花びらもやや紫がかった紅色でとても趣深い色をしています。

春さればまづ咲く宿の梅の花

ひとり見つつや春日暮らさむ

(春になると真っ先に咲く庭の梅の花を一人で眺めながら春の一日を過ごすのだろうか、いや、皆と一緒に梅を楽しみたい)

こう詠んだのは奈良時代の歌人・山上憶良やまのうえのおくらですが、いや、花粉症の私は部屋のなかから一人眺めるに限ると思っている今日この頃です。(広報部 北山 溪)



撮影者：クライム行政書士事務所 早田 敏
撮影場所：山梨県甲府市「不老園」

山梨県行政書士会会報 第112号

発行日	令和7年3月1日
発行所	山梨県行政書士会
〒400-0031	甲府市丸の内三丁目27番5号 山梨県行政書士会館 TEL 055-237-2601 FAX 055-235-6837
発行者	有賀 一雄
編集者	小林 洋晃
印刷所	(有)平和プリント社 TEL 055-224-3315

行政書士事務所の経営安定をバックアップする

日本行政書士会連合会

WEB申込
おすすめ!

行政書士 賠償責任補償制度

「行政書士は、依頼者を保護するために、職務上の責任について
賠償責任保険に加入するように努める。」

*日本行政書士会連合会「職務基本規則」第2章第48条(賠償保険)より

お申込方法

申込みは
インターネットで **簡単6ステップ**

お申込み期間
インターネット申込締切: 毎月末日
※2025年8月1日加入は、2025年7月18日締切となります。
郵便払込票申込締切: 毎月20日(祝休日の場合は前営業日)
どちらのお申込みも、翌1日補償開始です。

お手続きの流れ

※お客様画面の一連の流れの概要は以下の通りです。(主な画面をピックアップしております。)
※保険内容の詳細については、実際の画面にてご確認ください。

全行団サイトURL ▶ <https://reg.zengyodan.co.jp>



STEP ①

お申込みサイトへアクセス
全行団サイトorQRコードからアクセス
してください。



STEP ②

新規/更新の選択
新規:新規契約をご選択ください。
更新:更新契約を選択後、被保険者番号および
行政書士登録番号をご入力ください。
(前年度の契約情報を引込みます。)



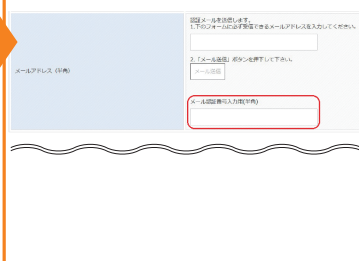
STEP ③

プラン選択・お客様情報の入力
ご希望のプランを選択いただき、お客様
情報をご入力ください。



STEP ④

メールアドレス認証
ご登録メールアドレスに届いた4桁のパス
ワードをご入力ください。



STEP ⑤

お申込み内容の確認
お申込み内容をご確認のうえ、お申込み
を完了してください。なお、お申込み完
了後の変更はできません。



STEP ⑥

保険料の振込
ご登録メールアドレスに決済方法をご案内
いたします。内容をご確認いただき、支払
期日までに保険料をお振込みください。



〈取扱代理店〉

株式会社 全行団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4丁目1番28号
虎ノ門タワースオフィス10階
TEL.03(6450)1622 FAX.03(6450)1623
E-mail:shop@zengyodan.co.jp
URL:https://www.zengyodan.co.jp

〈引受保険会社〉

[幹事会社]

東京海上日動火災保険株式会社

担当課:広域法人部法人第二課

〒102-0075 東京都千代田区三番町6-4
TEL.03(3515)4153 FAX.03(3515)4154

[非幹事会社]

損害保険ジャパン株式会社